

ガイアナの入国規制措置（6月2日更新）

ガイアナ政府は、新型コロナウイルス対策として、現在実施中の入国規制措置を、6月17日まで延長する旨発表しました。

1 現在実施中の国際空港（Cheddi Jagan国際空港とEugene Correia空港）での国際航空便の受け入れ停止措置を6月17日まで延長する。

2 出国便、貨物便、救急医療便等は除外する。

なお、同国政府は、感染拡大防止対策として実施中の外出禁止措置等についても、6月17日まで延長する旨発表しております。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：ガイアナ保健省

<https://health.gov.gy/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。